

V. 資 料 編

第17章 条例・施行細則

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の様式)

第二条 法第七条第一項（法第二十四条第二項（法第四十八条において準用する場合を含む。）及び法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条第二項の規定による身分を示す証明書の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

(省令第七条第一項第十二号及び同条第二項第十号の規則で定める書類)

第三条 省令第七条第一項第十二号及び同条第二項第十号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 工事主の資力及び信用に関する申告書（別記第二号様式）
- 二 工事施行者の能力に関する申告書（別記第三号様式）
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(省令第八条第九号及び第十号ロの規則で定める値)

第四条 省令第八条第九号の規則で定める値は、五十センチメートルとする。

2 省令第八条第十号ロの規則で定める値は、五十センチメートルとする。

(宅地造成等工事規制区域内における工事着手等の届出)

第五条 法第十二条第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。

- 一 工事に着手した場合 工事着手届（別記第四号様式）
- 二 工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開した場合 工事中止届（別記第五号様式）、工事廃止届（別記第五号様式）又は工事再開届（別記第五号様式）

(宅地造成等工事規制区域内における工事の協議)

第六条 法第十五条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項各号（第七号から第九号まで及び第十二号を除く。次条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項において同じ。）に掲げる書類及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては省令第七条第二項各号（第五号から第七号まで及び第十号を除く。次条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項において同じ。）に掲げる書類及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合において、当該協議が成立したときは、当該協議の結果を記載した書面を送付することにより、その旨を当該協議の申出をした者に通知するものとする。

第七条 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合について準用する。

（宅地造成等工事規制区域内における工事の軽微な変更の届出）

第八条 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、工事変更届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等工事規制区域内における工事の一部完了検査等）

第九条 知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、次の各号に該当するときは、当該部分について、法第十七条第一項の検査を行うことができる。

- 一 当該工事に係る宅地又は農地等の分割が可能で、かつ、その各々が独立して使用に供しうるものであるとき。

- 二 分割によつて、他の宅地又は農地等の災害防止の支障とならないとき。

- 2 前項の規定による検査を受けようとする者は、省令第四十条の完了検査申請書に当該部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、土石の堆積に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、第一項各号に該当するときは、当該部分について、法第十七条第四項の確認を行うことができる。

- 4 前項の規定による確認を受けようとする者は、省令第四十三条の確認申請書に当該部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

（宅地造成等工事規制区域内における工事の定期の報告の様式）

第十条 省令第四十八条第一項及び第二項の報告書は、定期報告書（別記第七号様式）による。

（宅地造成等工事規制区域内における工事等の届出の添付書類）

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事（政令第二十三条各号に掲げる規模のものを除く。）について法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十二条第一項の届出書に同条第二項の表に掲げる図面及び同項に規定する状況を明らかにする写真その他の書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事（政令第二十五条第二項各号に掲げる規模のものを除く。）について法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十二条第三項の届出書に同条第四項の表に掲げる図面及び同項に規定する状況を明らかにする写真その他の書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十五条の届出書に次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 土地の平面図（除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は政令第七条第一項第一号ハに規定する地滑り抑止ぐい等の位置及び名称を示したものに限る。）

4 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十六条の届出書に次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 土地の平面図（転用した土地の境界線を示したものに限る。）

（法第二十一条第一項の規定による届出をした工事の完了の届出）

第十二条 法第二十一条第一項の規定による届出をした者は、当該工事を完了したときは、速やかに、工事完了届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（法第二十七条第一項の規定による届出をした工事の完了の届出）

第十三条 法第二十七条第一項の規定による届出をした者は、当該工事を完了したときは、速やかに、工事完了届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（省令第六十三条第一項第二号及び同条第二項第二号の規則で定める書類）

第十四条 省令第六十三条第一項第二号及び同条第二項第二号の規則で定める書類は、第三条各号に掲げる書類とする。

（特定盛土等規制区域内における工事着手等の届出）

第十五条 法第三十条第一項の許可を受けた者は、第五条各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。

（特定盛土等規制区域内における工事の協議）

第十六条 法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項各号に掲げる書類及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項各号に掲げる書類及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合において、当該協議が成立したときは、当該協議の結果を記載した書面を送付することによりその旨を当該協議の申出をした者に通知するものとする。

第十七条 法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、申出書に、特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）及び知事が必要と認める書類、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）及び知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出を受けた場合について準用する。

（特定盛土等規制区域内における工事の軽微な変更の届出）

第十八条 法第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、工事変更届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等規制区域内における工事の一部完了検査等）

第十九条 知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、次の各号に該当するときは、当該部分について、法第三十六条第一項の検査を行うことができる。

一 当該工事に係る宅地又は農地等の分割が可能で、かつ、その各々が独立して使用に供しうるものであるとき。

二 分割によつて、他の宅地又は農地等の災害防止の支障とならないとき。

2 前項の規定による検査を受けようとする者は、省令第七十条の完了検査申請書に当該部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において、第一項各号に該当するときは、当該部分について、法第三十六条第四項の確認を行うことができる。

4 前項の規定による確認を受けようとする者は、省令第七十三条の確認申請書に当該部分を明示した平面図を添えて知事に提出しなければならない。

（特定盛土等規制区域内における工事の定期の報告の様式）

第二十条 省令第七十八条第一項及び第二項の報告書は、定期報告書（別記第七号様式）による。

（特定盛土等規制区域内における工事等の届出の添付書類）

第二十一条 特定盛土等に関する工事（政令第二十三条各号に掲げる規模のものを除く。）について法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十二条第一項の届出書に省令第五十二条第二項の表に掲げる図面及び同項に規定する状況を明らかにする写真その他の書面を添えて知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事（政令第二十五条第二項各号に掲げる規模のものを除く。）について法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十二条第二項の届出書に省令第五十二条第四項の表に掲げる図面及び同項に規定する状況を明らかにする写真その他の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十五条の届出書に第十一条第三項各号に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十六条の届出書に第十一条第四項各号に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

(法第四十条第一項の規定による届出をした工事の完了の届出)

第二十二條 法第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該工事を完了したときは、速やかに、工事完了届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(準用)

第二十三條 第五条及び第八条から第十条までの規定は法第十五条第一項の規定により法第十二条第一項の許可があつたとみなされた者について、第十条の規定は法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたとみなされた者について、第十五条及び第十八条から第二十条までの規定は法第三十四条第一項の規定により法第三十条第一項の許可があつたとみなされた者について、第二十条の規定は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたとみなされた者について、それぞれ準用する。

(書類の提出部数)

第二十四條 省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び副本一部を提出しなければならない。ただし、次に掲げる書類及びその添付書類の提出部数は、正本一部及び副本二部とする。

- 一 省令第七条第一項及び第二項の申請書
- 二 省令第三十七条第一項及び第二項の申請書
- 三 省令第六十三条第一項及び第二項の申請書
- 四 省令六十七条第一項及び第二項の申請書
- 五 第六条第一項の申出書
- 六 第七条第一項の申出書
- 七 第十六条第一項の申出書
- 八 第十七条第一項の申出書

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する書類が宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事、法第二十一条第三項に規定する政令で定める工事及び公共施設用地の転用（いずれもその一部が特定盛土等規制区域内において行われるものを除く。）に係るものであるときは、正本一部を提出しなければならない。ただし、前項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類並びにその添付書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

第18章 申請様式一覧

1. 国様式（省令の様式）

表5-1 国様式一覧

省令様式（国様式）			頁	備考
01	様式第一	裁決申請書	V-7	法第8条第1項
02	様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	V-8 V-9	法第12条第1項 法第30条第1項
03	様式第三	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	V-10 V-11	法第12条第2項第2号 法第30条第2項第2号
04	様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	V-12 V-13	法第12条第1項 法第30条第1項
05	様式第五	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	V-14 V-15	法第12条第2項第2号 法第30条第2項第2号
06	様式第六	許可証	V-16	法第14条第2項 法第33条第2項
07	様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	V-17 V-18	法第16条第1項 法第35条第1項
08	様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	V-19 V-20	法第16条第1項 法第35条第1項
09	様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	V-21	法第17条第1項 法第36条第1項
10	様式第十	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	V-22	法第13条第1項 法第31条第1項
11	様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	V-23	法第17条第4項 法第36条第4項
12	様式第十二	土石の堆積に関する工事の確認済証	V-24	法第17条第4項 法第36条第4項
13	様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	V-25	法第18条第1項 法第37条第1項
14	様式第十四	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	V-26	法第13条第1項 法第31条第1項
15	様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	V-27	法第21条第1項 法第40条第1項
16	様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	V-28	法第21条第1項 法第40条第1項
17	様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	V-29	法第21条第3項 法第40条第3項
18	様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	V-30	法第21条第4項 法第40条第4項
19	様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	V-31 V-32	法第27条第1項
20	様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	V-33 V-34	法第27条第1項
21	様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書	V-35 V-36	法第28条第1項
22	様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書	V-37 V-38	法第28条第1項
23	様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	V-39	法第49条第1項
24	様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	V-40	法第49条第1項

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所
氏名
相手方 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

[注意]

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を申請 します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					
リ 工事中の危害防止 のための措置					

	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
収 入	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
	自己資金					
借入金	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を申請 します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル そ の 他 の 措 置				
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	

	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
〇〇〇		
〇〇〇		
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
収入	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
	自己資金					
借入金	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

許可証

第 年 月 日 号

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項 (第 16 条第 3 項において準用する場合を
含む。) } 第 33 条第 2 項 (第 35 条第 3 項において準用する場合を
含む。) } の規定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事をする土地の 所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	許 可 番 号	第 号
4	許 可 対 象 行 為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積
5	許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条 件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の許可 を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル	延長 メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチ メートル	延長 メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					
リ 工事中の危害防止 のための措置					

	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の許可 を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

※ 受 付 欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項 }
{ 第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法
{第13条第1項}
{第31条第1項}の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

※ 受 付 欄 年 月 日 第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項 }
{ 第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法

{第17条第4項}
{第36条第4項} の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

※ 受付欄
 年 月 日
 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項 }
{ 第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 13 条第 1 項 }
{ 第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事を行っている土地の 所在地及び地番		
4 工事主住所氏名		
5 中間検査年月日	年 月 日	
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検査員職氏名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 }
{ 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
3	工事を行っている土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
8	工事着手年月日	年	月 日
9	工事完了予定年月日	年	月 日
10	工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出
ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3 工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項}
{第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項}
{第40条第4項}の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル

へ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工 程 の 概 要				
11	その 他 必 要 な 事 項				
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 					

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 			

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	

へ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工 程 の 概 要				
11	その他必要な事項				
12	変 更 の 理 由				
注意	<p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 			

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

2. 県様式（細則の様式）

表 5 - 2 県様式一覧

細則様式（県様式）			頁	備 考
01	第 1 号様式	身分証明書	V-42	細則第 2 条第 1 項
02	第 2 号様式	工事主の資力及び信用に関する申告書	V-43	細則第 3 条第 1 項第 1 号 細則第 14 条
03	第 3 号様式	工事施行者の能力に関する申告書	V-44	細則第 3 条第 1 項第 2 号 細則第 14 条
04	第 4 号様式	工事着手届	V-45	細則第 5 条第 1 項第 1 号 細則第 15 条
05	第 5 号様式	工事中止・廃止・再開届	V-46	細則第 5 条第 1 項第 2 号 細則第 15 条 細則第 23 条
06	第 6 号様式	工事変更届	V-47	細則第 8 条 細則第 18 条 細則第 23 条
07	第 7 号様式 （その 1）	定期報告書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事用）	V-48	細則第 10 条 細則第 20 条 細則第 23 条
08	第 7 号様式 （その 2）	定期報告書（土石の堆積に関する工事用）	V-49	細則第 10 条 細則第 20 条 細則第 23 条
09	第 8 号様式	工事完了届	V-50	細則第 12 条 細則第 13 条 細則第 23 条

第1号様式(第2条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職氏名	
	年 月 日生
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項(同法第48条において準用する場合を含む。)又は第43条第1項の規定に基づき、測量、調査、障害物の伐除若しくは試掘等又は検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る職権を有するものであることを証明する。	
	年 月 日
	山口県知事 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

注 意 事 項
1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項(同法第48条において準用する場合を含む。)又は第43条第1項の規定により測量、調査、障害物の伐除若しくは試掘等又は検査を行うため他人の占有する土地に立ち入るときは、この証明書を携帯しなければならない。
2 職権に基づき他人の土地に立ち入る際に、関係人の請求があつた場合においては、この証明書を提示しなければならない。
3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

山口県知事 様

申告者 住所
氏名

第12条第2項第2号
宅地造成及び特定盛土等規制法 第30条第2項第2号 の資力及び信用について、下記のとおり申告します。

記

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円		
法令による登録等					
従 業 員 数	事 務	技 術	そ の 他	計	
	人	人	人	人	
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千円	事業税	
主たる取引金融機関					
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴等
			歳	年	
宅地造成工事等施行経歴	工事の名称	工事施行者名	工事施行場所	面積及び工事費	着工及び完了年月日
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了

注 1 申告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 「法令による登録等」の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入すること。
 3 この申告書には、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書並びに会社法第435条第2項の計算書類（直前事業年度のもの）を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

山口県知事 様

申 告 者 住所
氏名
工事施行者 住所
氏名

第12条第2項第3号
宅地造成及び特定盛土等規制法 第30条第2項第3号 の工事を完成するために必要な能力
について、下記のとおり申告します。

記

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円		
法令による登録等					
従 業 員 数	事 務	技 術	そ の 他	計	
	人	人	人	人	
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千円	事業税	
		千円			
主たる取引金融機関					
技 術 者 略 歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴等
			歳	年	
宅 地 造 成 工 事 等 施 行 経	注文主の氏名	元請、下請の別	工事施行場所	面積及び工事費	着工及び完了年月日
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了
				m ² 千円	年 月 日 着工 年 月 日 完了

注 1 申告者又は工事施行者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「法令による登録等」の欄には、建設業法による建設業者の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

工事着手届

年 月 日

山口県知事 様

工事主 住 所

氏 名

下記のとおり工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
第5条第1号
第15条
第23条において準用する第5条第1号 の規定により届け出ます。
第23条において準用する第15条

記

許可（協議成立）の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

工事 中止 届
廃止
再開

年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

中止
下記のとおり工事を 廃止 したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
再開

第5条第2号

第15条

第23条において準用する第5条第2号 の規定により届け出ます。

第23条において準用する第15条

記

許可(協議成立)の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
中止 廃止の年月日 再開	年 月 日
中止 廃止の理由 再開	

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

工事変更届

年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり工事の計画の軽微な変更をしたので、宅地造成及び特定盛土等規制法
第16条第2項
第35条第2項の規定により届け出ます。

記

許可（協議成立）の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更事項	1 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称 又は住所 2 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

注 1 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「変更事項」は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式(第10条、第20条、第23条関係)(その1)
(宅地造成又は特定盛土等に関する工事事用)

定期報告書

年 月 日

山口県知事 様

工事主 住 所
氏 名

下記のとおり宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況等について、宅地造成及び特
定盛土等規制法 第19条第1項 第38条第1項 の規定により報告します。

記

工事が施行される土地 の 所 在 地	
許可(協議成立)の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
前回の報告年月日	年 月 日
報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m
報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²
報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³
報告の時点における擁壁 等に関する工事の施行 状況	

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名
称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式(第10条、第20条、第23条関係) (その2)
(土石の堆積に関する工事事用)

定期報告書

年 月 日

山口県知事 様

工事主 住所
氏名

下記のとおり土石の堆積に関する工事の実施の状況等について、宅地造成及び特定盛土等規
制法 第19条第1項 の規定により報告します。
第38条第1項

記

工事が施行される土地 の 所 在 地	
許可(協議成立)の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
前回の報告年月日	年 月 日
報告の時点における 土石の堆積の高さ	m
報告の時点における 土石の堆積の面積	m ²
報告の時点における 堆積されている土石の土量	m ³
前回の報告の時点から新 たに堆積された土石の土量 及び除却された土石の 土量	堆積 m ³
	除却 m ³

注 工事主の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称
及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

工事完了届

年 月 日

山口県知事 様

工事主 住 所

氏 名

下記のとおり工事を完了したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
の規定により届け出ます。

第12条
第13条
第22条

記

届出の年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
工事をした土地 の所在地	
工事施行者の 住所及び氏名	

注 1 工事主又は工事施行者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「届出の年月日」の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項又は第40条第1項の規定により届出をした年月日を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

3. 参考様式

表5-3 参考様式一覧

参考様式			頁	備考
01	参考様式1	事前相談書	V-52 V-53	
02	参考様式2	協議申出書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	V-54 V-55	細則第6条第1項 細則第16条第1項
03	参考様式3	協議申出書（土石の堆積に関する工事）	V-56 V-57	細則第6条第1項 細則第16条第1項
04	参考様式4	変更協議申出書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	V-58 V-59	細則第7条第1項 細則第17条第1項
05	参考様式5	変更協議申出書（土石の堆積に関する工事）	V-60 V-61	細則第7条第1項 細則第17条第1項
06	参考様式6	委任状	V-62	細則第3条第1項第3号 細則第14条第1項
07	参考様式7	暴力団等に該当しない旨の誓約書	V-63	細則第3条第1項第3号 細則第14条第1項
08	参考様式8	権利者一覧表	V-64	細則第3条第1項第3号 細則第14条第1項
09	参考様式9	土地所有者等の同意書	V-65	細則第3条第1項第3号 細則第14条第1項
10	参考様式10	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項等の規定に適合していることを証する書面	V-66	

事前相談書

山口県知事 様

相談年月日： 年 月 日 担当者：

相談者：
住所

氏名 Tel - -

申請者：
住所

氏名 Tel - -

相談場所：

- 市街化区域（用途地域： ）
- 市街化調整区域
- 都市計画区域外
- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（急傾斜地 土石流 地すべり）
- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（急傾斜地 土石流 地すべり）
- その他（ ）

申請種別： 都市計画法第29条
 宅地造成及び特定盛土等規制法
 その他（ ）

添付図面 ・ 位置図 ・ 公図 ・ 土地利用計画図 ・ 縦横断図
・ 土地登記簿謄本 ・ 公図の写し ・ その他

相談事項：

相談内容（なるべく具体的に記入してください。）

Blank page with horizontal lines for writing.

参考様式 2

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

<p>第 15 条第 1 項 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 34 条第 1 項 の規定により、協議を 申し出ます。</p> <p>年 月 日 山口県知事 様</p> <p style="text-align: center;">協議者 氏名</p>					
1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					
リ 工事中の危害防止 のための措置					
ヌ その他 の 措 置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				

	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11 その他必要な事項				
	※受付欄	※決裁欄	※同意に当たって付した条件	※同意番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
係員氏名				係員氏名
<p>[注意]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 協議者、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第1項 第34条第1項の規定により、協議を 申し出ます。 年 月 日 山口県知事 様 協議者 氏名		
1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積 平方メートル	
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積 平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量 立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日 年 月 日	
	ワ 工事完了予定年月日 年 月 日	
	カ 工程の概要	

8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※同意に当たって付した条件	※同意番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 協議者、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

<p style="text-align: right;">第 16 条第 3 項</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 35 条第 3 項 の規定により、変更の協議を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">協議者 氏名</p>					
1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				
	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積				
	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ				
	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土地の地形				
	溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ			
		メートル			
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積			
		平方メートル			
	ハ	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ
					メートル
					延長
					メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ
					メートル
					延長
					メートル
ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	
				センチメートル	
				延長	
				メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				

	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	同意番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※同意に当たって付した条件	※同意番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 協議者、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） 協議を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p>		<p>第 16 条第 3 項 第 35 条第 3 項</p> <p>の規定により、変更の</p>	
		協議者 氏名	
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置		
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
9	変 更 の 理 由		
10	同 意 番 号		第 号
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※同意に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 協議者、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>4 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

委 任 状

私は、下記のとおり代理人を定め、盛土規制法に基づく許可申請その他申請代理に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住所：

氏名：

〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

代理人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
委任事項	宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条 1 項又は第 30 条第 1 項の許可申請から完了検査済証の受領まで	

以上

暴力団等に該当しない旨の誓約書

誓約者並びに山口県暴力団排除条例第2条第5号に規定する役員及び使用人が、山口県暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。
また、当方の個人情報を申請及び工事に係る関係機関に提供することについても同意します。

1. 私もしくは当法人（役職・氏名等は次表のとおり。）は、次の（1）から（3）のいずれにも該当しません。

役職名又は 呼称	フリ 氏	ガナ 名	性別	生年月日	住 所

※法人又は組合の場合は、役員役職・氏名等についても記載すること。

工事を施行する土地の所在：

- (1) 暴力団（法第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（法第2条第3号）。
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. 1の誓約事項に反した場合もしくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置等を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

山口県知事 様

申請者

住所

氏名

（法人・組合にあつては、名称及び代表者氏名）

参考様式 8

権利者一覧表

物件の種類※1	所在・地番	面積 (㎡)	権利の種別 ※2	権利者の氏名※3	同意の有無	摘要	同意書との 対照番号
合計	関係権利者の総数			関係権利者の同意数			

※1 物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。
 ※2 権利の種別欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の種別を記入してください。
 ※3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は摘要欄にその旨を記入してください。

参考様式 9

土地所有者等の同意書

(施行主)

様

年 月 日

同意者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		同意者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
		(印)	
次の土地について、宅地造成及び特定盛土等規制法 <input type="checkbox"/> 第12条第1項 の規定により <input type="checkbox"/> 第30条第1項 宅地造成等に関する工事をすることに同意します。			
土地の所在地及び地番		土地の面積	
		平方メートル	
上記の土地の区域内において権利を有する土地の概要			
所在地及び地番	地目の種類	権利の種類	備考

注1 該当する口には、レ印を記入してください。(宅地造成及び特定盛土等規制法)

2 権利の種類欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利のいずれかを記入してください。

3 同意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書)を1部添付してください。

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項等 の規定に適合していることを証する書面

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の規定の適合性については、次頁の「盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更＜盛土・切土＞）」に沿って、設計図書に記載された情報に基づき判定したところ、判定結果は以下のとおりとなりました。詳細は次頁のとおりです。

なお、判定の結果、CASE5又はCASE6に該当する場合は、本書面を確認申請書に添付し、かつ、本確認申請以前に盛土規制法の許可を受けている場合は、その許可証の写しも添付します（CASE5に該当する場合は、別途、提出期限までに届出を提出します）。

また、計画敷地は、現在、盛土規制法に基づく行政指導等は受けていません。

この書面に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

設計者氏名

資格 () 建築士 () 登録第 () 号

() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号

建築士事務所名

敷地の地名地番	
敷地面積	m ²

判定結果

■土地の形質変更＜盛土・切土＞ ※詳細は次頁参照

CASE 1 に該当
(盛土規制法の許可が必要)

CASE 2 に該当
(開発許可が必要)

CASE 3 に該当
(開発許可が必要)

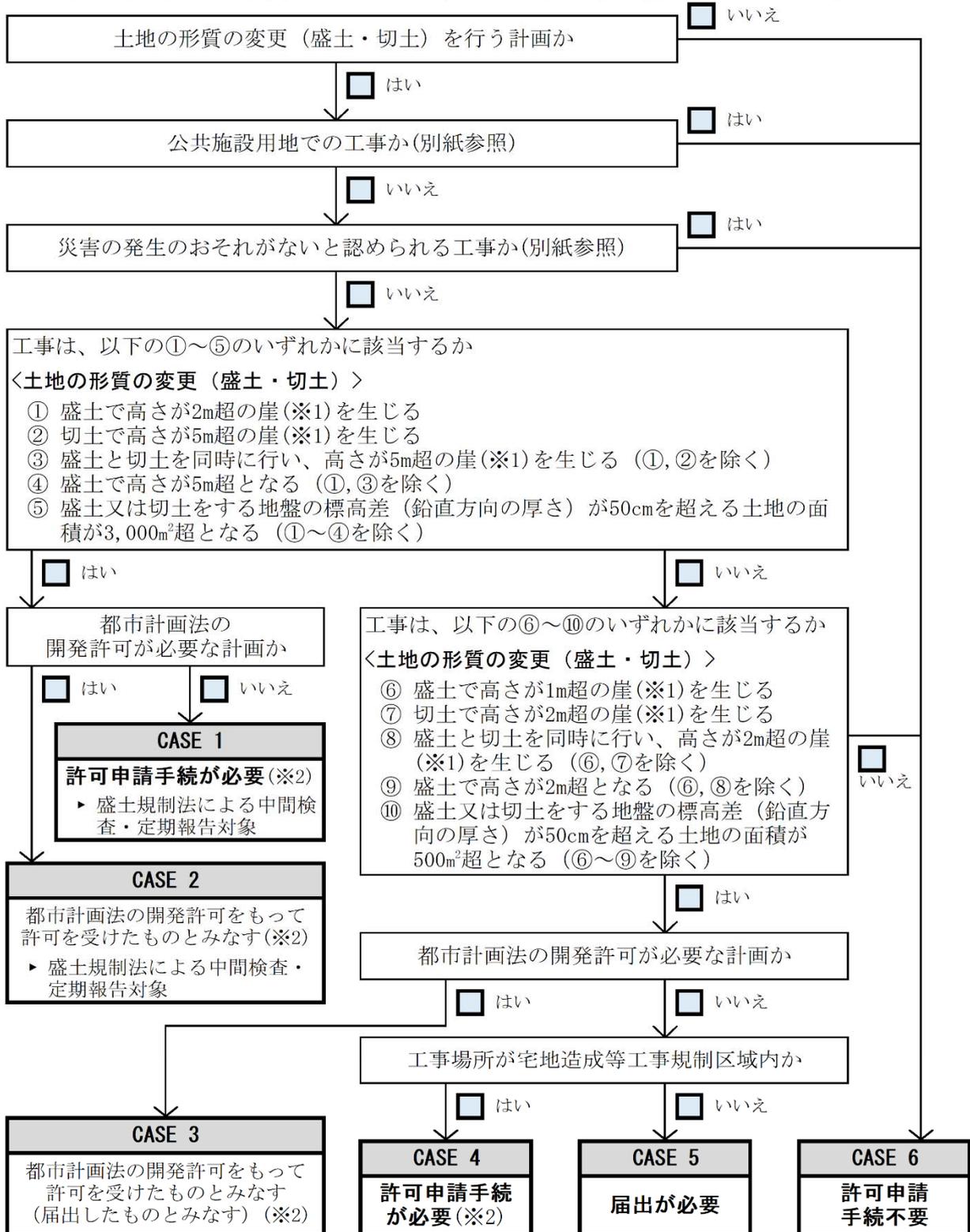
CASE 4 に該当
(盛土規制法の許可が必要)

CASE 5 に該当
(盛土規制法の届出が別途必要)

CASE 6 に該当
(盛土規制法の許可不要)

盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更＜盛土・切土＞）

該当する項目にをしてください。不明な点等は、盛土ハンドブックをご参照ください。
 なお、一時的な土石の堆積を行う場合等は、盛土規制法所管部署にご相談ください。



（※1）：崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう（詳細は盛土ハンドブック（概要編）第1の2の2-4参照）

（※2）：国又は県等が行う開発行為・宅地造成等については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなす

資格・設計者氏名	() 建築士 () 登録第 () 号
建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号
申請者氏名	敷地面積 m ²
敷地の地名地番	

■許可を要しない工事 ※詳細は盛土ハンドブック（概要編）第2の5参照

区分	具体的な内容
<p>公共施設用地（法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）（※1）</p>	<p>道路、公園（※2）、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する施設（学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設）</p>
<p>災害の発生のおそれがないと認められる工事（法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取等（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取等（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等、土地改良事業に準ずる事業 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲への土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事（地方住宅供給公社・土地開発公社・日本下水道事業団・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構・独立行政法人水資源機構・独立行政法人都市再生機構）

	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の面積が 500 m²を超える宅地造成又は特定盛土等のうち、高さが 2 m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差（※3）が 50cmを超えないもの ・高さが 2 mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m²を超えないもの ・面積が 500 m²を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 50cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※4）であって、当該工事に使用する土石（※5）又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※6）又はその付近（※7）に堆積するもの
--	---

- ※1：公共施設用地における工事で発生した残土を公共施設用地外で処分する場合や公共施設用地で使用する土石を公共施設用地外の離れた場所で堆積する場合は、本法の規制対象となる。
- ※2：公園は都市公園法による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。
- ※3：「標高の差」とは、鉛直方向の厚さをいう。
- ※4：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。
- ※5：「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工所用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- ※6：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）についても状況に応じて工事の現場として取り扱う。
- ※7：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

第19章 審査基準

1. 宅地造成及び特定盛土等に関する工事

項 目	ハドブック 掲載頁	主な 確認図書
許可申請書の審査		
申請書及び添付書類の確認		
必要な書類がすべて添付されていること。	Ⅱ-5	書類
申請書の確認		
申請書の記載内容に不備が無いこと。	Ⅱ-5	書類
添付書類の審査		
資格を要する設計者の確認		
一定規模以上の擁壁や排水施設の設置に係る図面を作成した者の資格を証する書類が妥当であること。	Ⅱ-5 Ⅱ-27	書類
当該土地周辺写真の確認		
当該写真から盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況が明らかであること。	Ⅱ-5	書類
申請者を証明する書類の確認		
申請者が個人の場合、氏名及び住所を確認できること。 申請者が法人の場合、商号（会社名）、本店所在地、代表者氏名、役員の氏名・住所が確認できること。	Ⅱ-5	書類
工事主の資力の確認		
資金計画が適切なものであること。 （会社の経営状況や納税状況等についても勘案する）	Ⅱ-5 Ⅱ-24	書類
工事主の信用の確認		
工事に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないことが確認できること。	Ⅱ-5 Ⅱ-24	書類
工事施行者の能力の確認		
工事を行うために必要な能力を有していることが確認できること。	Ⅱ-6 Ⅱ-25	書類
土地所有者等の同意の確認		
工事を行う土地の所有者等の全ての同意が得られていること。	Ⅱ-6 Ⅱ-26	書類
住民周知の確認		
工事を行う土地の周辺地域への住民への工事内容の周知が適切に行われていること。	Ⅱ-6 Ⅱ-21	書類
技術的基準の審査 ※ タイトル番号は政令の条項番号を示す		
政令7条 地盤について講ずる措置に関する技術的基準		
7-1-1-イ おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めていること。	Ⅲ-2	書類 図面
7-1-1-ロ 盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けていること。	Ⅱ-9 Ⅲ-45	図面
7-1-1-ハ 必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じていること。	Ⅱ-8 Ⅲ-4	図面
7-1-2 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置が講じていること。	Ⅱ-8 Ⅲ-5	図面
7-2-1 盛土・切土*をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付していること。 ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	Ⅱ-8 Ⅲ-19	図面

項 目	ハドブック 掲載頁	主な 確認図書
7-2-2 以下(1)～(3)に該当する土地において、高さが15mを超える盛土をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめていること。 (1)山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2)山間部における、地形、草木の生茂の状況等が(1)の土地に類する状況を呈している土地 (3)(1)・(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地	Ⅱ- 5 Ⅲ-20	書類 図面
7-2-3 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じていること。	Ⅱ- 8 Ⅲ-13	図面
政令8条 擁壁の設置に関する技術的基準		
8-1-1 盛土・切土 ^{※1} をした土地の部分に生ずる崖面 ^{※2} は擁壁で覆われていること。 ※1 政令3条4号・5号の場合を除く ※2 以下の場合を除く ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質毎の勾配が一定以下の場合（崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性（政令8条2項）に注意） ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ・政令14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面	Ⅱ- 8 Ⅲ-23	図面
8-1-2 擁壁は、以下の構造であること。 ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 ・練積み造（間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック擁壁） ・政令17条に基づく大臣認定擁壁	Ⅱ- 8 Ⅲ-25	図面
⇒上記の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要（S40建設省告示1485号のブロック擁壁・政令17条に基づく大臣認定擁壁を除く） ・政令9条（鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ） ・政令10条（練積み造の場合のみ） ・政令11条・政令12条 ・政令13条（任意に設置する擁壁）	Ⅱ- 8 Ⅲ-40	図面
政令9条 鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の擁壁		
9-2-1 土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を超えないこと。	Ⅱ- 5 Ⅲ-49	書類
9-2-2 土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-49	書類
9-2-3 土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の3分の2以下であること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-49	書類
9-2-4 土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないこと。 ※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないこと。	Ⅱ- 5 Ⅲ-49	書類
9-3-1 構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いていること。 ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる	Ⅱ- 5 Ⅲ-51	書類

項 目	ハドブック 掲載頁	主な 確認図書
9-3-2 構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力の値は、建築基準法施行令第90条（表一を除く）・第91条・第93条・第94条の長期の値を用いていること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-66	書類
9-3-3 構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の値は、実況に応じて計算された数値を用いていること。 ※ その地盤の土質に応じ政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる	Ⅱ- 5 Ⅲ-51	書類
政令10条 練積み造の擁壁		
10-1-1 練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上（擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上）となっていること。	Ⅱ- 9 Ⅲ-37	図面
10-1-2 石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしていること。	Ⅱ- 9 Ⅲ-37	図面
10-1-3 崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じていること。	Ⅱ- 9 Ⅲ-37	図面
10-1-4 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの15%（最低35cm）（擁壁の設置される地盤の土質が政令別表 第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%（最低45cm））となっていること。	Ⅱ- 9 Ⅲ-37	図面
政令11条 擁壁についての建築基準法施行令の準用		
建基法政令36条の3（構造計算の原則）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-42	書類
建基法政令37条（構造部材の耐久）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-42	書類
建基法政令38条（基礎）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-42	書類
建基法政令39条（外装材等）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-42	書類
建基法政令52条（組積造の施工※3項を除く）の規定を準用していること。	Ⅱ- 9 Ⅲ-42	図面
建基法政令72条（コンクリートの材料）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-42	書類
建基法政令73条（鉄筋の継手・定着）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-47	書類
建基法政令74条（コンクリートの強度）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-46	書類
建基法政令75条（コンクリートの養生）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5	書類
建基法政令79条（鉄筋のかぶり厚さ）の規定を準用していること。	Ⅱ- 5 Ⅲ-47	書類
政令12条 擁壁の水抜穴		
擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けていること。	Ⅱ- 9 Ⅲ-44	図面
政令13条 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用		
13-1-1 高さ2mを超えるものについては、建築基準法施行令の規定に	Ⅱ- 9	書類

項 目	ハドブック 掲載頁	主な 確認図書
適合していること。	Ⅲ-41	
政令14条 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準		
14-1-1 盛土・切土 [*] をした土地の部分に生ずる崖面に政令8条1項1号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置していること。 ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	Ⅱ-9 Ⅲ-71	図面
14-1-2-イ 崖面崩壊防止施設は、14-1-1の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっていること。	Ⅱ-9 Ⅲ-71	図面
14-1-2-ロ 崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下をしない構造となっていること。	Ⅱ-9 Ⅲ-71	図面
14-1-2-ハ 崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっていること。	Ⅱ-9 Ⅲ-73	図面
政令15条 崖面等の地表面について講ずる措置に関する技術的基準		
15-1 盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面 [*] について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じていること。 ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く	Ⅱ-9 Ⅲ-83	図面
15-2 崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面 [*] について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じていること。 ※ 以下の場合を除く ・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面（政令7条2項1号） ・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面 ・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面（政令18条）	Ⅱ-9 Ⅲ-83	図面
政令16条 排水施設の設置に関する技術的基準		
16-1 盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置していること。	Ⅱ-8 Ⅲ-88	図面
16-1-1 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっていること。	Ⅱ-8 Ⅲ-89	図面
16-1-2 排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっていること。 ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる	Ⅱ-8 Ⅲ-88	図面
16-1-3 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっていること。	Ⅱ-8 Ⅲ-89	図面
16-1-4 専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所 [*] に、ます・マンホールが設けられていること。 ・管渠の始まる箇所 ・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く）	Ⅱ-8 Ⅲ-89	図面

項 目	ハドブック 掲載頁	主な 確認図書
・管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所		
16-1-5 ます・マンホールに、蓋が設けられていること。	Ⅱ- 8 Ⅲ-89	図面
16-1-6 ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられていること。	Ⅱ- 8 Ⅲ-89	図面
16-2 盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置していること。	Ⅱ- 8 Ⅲ-92	図面
16-2-1 当該地盤面に設置する排水施設は、16-1-1～16-1-3（16-1-2の※を除く）のいずれにも該当するものとなっていること。	Ⅱ- 8 Ⅲ-92	図面

2. 土石の堆積に関する工事

項 目	ハドブック 掲載頁	主な 確認図書
許可申請書の審査		
申請書及び添付書類の確認		
必要な書類がすべて添付されていること。	Ⅱ- 12	書類
申請書の確認		
申請書の記載内容に不備が無いこと。	Ⅱ- 12	書類
添付書類の審査		
当該土地周辺写真の確認		
当該写真から土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況が明らかであること。	Ⅱ- 12	書類
申請者を証明する書類の確認		
申請者が個人の場合、氏名及び住所を確認できること。 申請者が法人の場合、商号（会社名）、本店所在地、代表者氏名、役員の氏名・住所が確認できること。	Ⅱ- 12	書類
工事主の資力の確認		
資金計画が適切なものであること。 （会社の経営状況や納税状況等についても勘案する）	Ⅱ- 12 Ⅱ- 24	書類
工事主の信用の確認		
工事に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないことが確認できること。	Ⅱ- 12 Ⅱ- 24	書類
工事施行者の能力の確認		
工事を行うために必要な能力を有していることが確認できること。	Ⅱ- 13 Ⅱ- 25	書類
土地所有者等の同意の確認		
工事を行う土地の所有者等の全ての同意が得られていること。	Ⅱ- 13 Ⅱ- 26	書類
住民周知の確認		
工事を行う土地の周辺地域への住民への工事内容の周知が適切に行われていること。	Ⅱ- 13 Ⅱ- 21	書類
技術的基準の審査 ※ タイトル番号は政令の条項番号を示す		
政令 19 条 土石の堆積に関する技術的基準		
19-1-1 土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行っていること。 ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く	Ⅱ- 14 Ⅲ-113	図面
⇒堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっていること。	Ⅱ- 12 Ⅱ- 14 Ⅲ-113	書類 図面
19-1-2 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じていること。	Ⅱ- 12 Ⅱ- 14 Ⅲ-113	書類 図面
19-1-3 堆積した土石の周囲に、勾配が10分の1以下である空地を設けていること。 ・堆積する土石の高さが5m以下である場合は当該高さを超える幅の空地	Ⅱ- 14 Ⅲ-113	図面

項 目	ハンドブック 掲載頁	主な 確認図書
<ul style="list-style-type: none"> ・堆積した土石の高さが5mを超える場合は当該高さの2倍を超える幅の空地 ※堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない。 		
<p>19-1-4 堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けていること。</p> <p>※堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない。</p>	II-12 II-14 III-113	書類 図面
<p>19-1-5 雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じていること。</p>	II-14 III-113	図面
<p>19-2 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置（19-1-3、19-1-4の※）は、次のいずれかの措置となっていること。</p> <p>① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。</p> <p>② 次に掲げる全ての措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 	II-14 III-113	図面